信用金庫団信制度

ペアローン連生の取扱い

■ペアローン連生団信付住宅ローンとは

●別個債務者かつ互いに連帯保証人であるご夫婦等※２人で加入することができる制度です。

※ペアローン連生をご利用できるご夫婦等とは、戸籍上のご夫婦のほか、婚約関係にある方、内縁関係にある方または同性パートナー関係にある方、親子、兄弟姉妹等です。

ご夫婦等のどちらかが死亡または所定の高度障害状態、余命6ヵ月以内に該当された場合、ローン残高に応じた保険金が債務返済に充当され、

ローン残高が 0 円になります。

ローン残高がなくなるので、残されたご家族も安心です。

内容の詳細については二次元コードより動画でもご確認いただけます。

(例)ご夫婦でご利用の場合

返済期間中に、ご夫婦どちらかに万一のことがあった場合

ご主人さまが「死亡」「高度障害状態」「余命６ヵ月以内」になった場合

奥さまが「死亡」「高度障害状態」「余命６ヵ月以内」になった場合

ローン残高が **0円** になります。

■仕組みイメージ図(借入金額　夫2,100万円、妻900万円の場合)

ペアローン連生団信を利用する場合

■ それぞれが夫婦の債務残高合計で加入
■ 夫婦の保険金額は同額

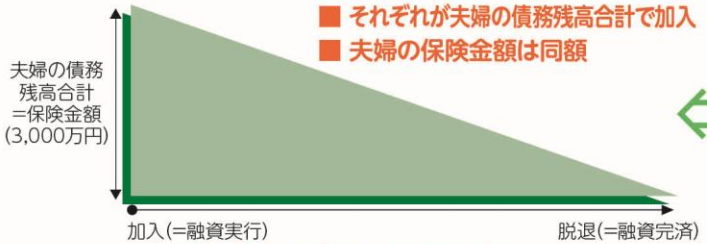

保険金額=夫婦の債務残高の合計

ご夫婦のどちらかが「死亡」または「高度障害状態」、「余命6ヵ月以内」に該当された場合、債務全額は完済となります。

ペアローン連生団信を利用しない場合

■ それぞれ自身の債務残高で加入

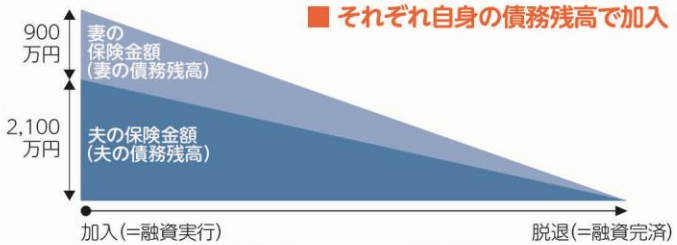

保険金額=それぞれの債務残高

⚠ ご夫婦のどちらかが「死亡」または「高度障害状態」、「余命6ヵ月以内」に該当された場合、その債務者分の保険金が支払われ、もう一方の債務者のローンは残ります。

信用金庫ではどの団信でもペアローン連生がお選びいただけます

●ご夫婦等のどちらかに万一のことがあった場合、住宅ローンの債務残高合計相当額の保険金をお支払いします。

この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」「団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。

2026年1月作成　MY-A-25-LF-008420

東京東信用金庫